

許 可 申 請 書

番 号

※文書番号による整理がされている場合は、文書番号を記載してください。

平成 年 月 日

※申請書の提出日を記入してください。

関東地方整備局長 殿

申請者 住 所

ふりがな  
氏 名 印

※申請者が法人等の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。

別紙のとおり、河川法第24条の許可を申請します。

連絡先 電話番号

所属部署

ふりがな  
担 当 者

※事務取扱担当者の電話番号、所属部署、氏名等を記載してください。

(乙の2)

記載例

(土地の占用)

1. 河川の名称

荒川水系荒川 左・右 岸

※上流からみて左側が「左岸」右側が「右岸」です。どちらかを記載して下さい。(左右岸にまたがる場合は、左右岸と記載して下さい。)

2. 占用の目的及び態様

家屋の出入口のため

※○○公園、出入口、通路等具体的な使用目的を記載して下さい。

3. 占用の場所

東京都○○区△△123番地先から

東京都○○区△△234番地先まで

※占用が左右岸にまたがる場合は、左岸右岸に分けて記載して下さい。

4. 占用面積

○○平方メートル

※面積計算書により小数第二位まで計算し、小数点以下を切り上げた数字(整数)を記載して下さい。

※占用区域が2都県にまたがる場合は、それぞれの県で面積計算して、切り上げた面積で内訳として埼玉県○○㎡、東京都○○㎡と記載して下さい。

5. 占用の期間

平成 年 月 日 (または許可の日) から

平成 年 月 日 まで

※必要最小限度の期間を記載してください。

※最長の占用期間は10年ですが、目的によって最長の占用期間が異なることがあります。また、基本的には3月末が占用の期限です。

※変更許可申請の場合は、変更する事項だけでなく、変更しない事項も記載してください。変更する事項については、変更前のものを赤字で記載し、「変更前」と「変更後」をそれぞれ記載してください。

添付図書（24条）

必要書類	内容
事業計画概要書	・申請に係る事業の計画概要を具体的に記載してください。（様式は任意） ・変更申請の場合は、変更の趣旨及び理由を記載してください。
位置図	・図面に申請箇所を赤で表示してください。（縮尺5万分の1程度、任意の図面）
実測平面図	・占用範囲を明記し、河川区域線、河川保全区域線を記入してください。
面積計算書 丈量図	・面積計算は㎡を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点第2位まで面積計算してください。 ・占用面積は最小限の範囲です。ただし、電線・電話線、地下埋設物、電柱等については最小占用幅が設定されています。
他行政庁の許認可書の写し	・他の行政庁の許認可等が必要な場合は添付してください。許認可書の写し又は受ける見込みがあることを示す書類が必要です。
現況写真	・撮影位置図をつけて、申請地がわかりやすいよう、位置を変えて何枚か占有範囲がわかるように撮影してください。直近のカラー写真が必要です。
前回許可書の写し	・更新（継続）許可の場合と、変更申請の場合は必要です。

※提出部数は各3部（正1部、副2部）です。ただし、占有物件が2都県にまたがる場合は各4部（正1部、副3部）です。提出先は管轄の出張所です。

<更新（継続）申請の場合>

○内容に変更がない場合は、下の表に○がついている書類を提出してください。ただし、工作物が設置されている場合は、他に工作物の設置箇所がわかる図面及び工作物一覧表を添付してください。

○写真については直近のものがが必要です。

○申請者の住所もしくは氏名が前回許可時と違う場合（地方公共団体等の長及び法人等の代表者が変更した場合は除きます）は、届け出が必要です。（許可条件では、住所又は氏名を変更してから15日以内に届け出ることとなっています。）

	実測平面図	実測縦横断面図	一般図	現況写真	出水時の撤去計画書	前回許可の写し
公園・緑地・広場・運動場	○			○	○	○
自動車練習場	○			○	○	○
係留場	○			○	○	○
ゴルフ場	○			○	○	○
橋梁	○	○	○	○		○
樋門、樋管	○	○	○	○		○
鉄塔・送電線	○			○		○
地下埋設物、橋梁添架物	○					○

道路	○			○		○
水路	○			○		○
電柱	○			○		○
水防倉庫・バス停等	○			○		○
交通信号機・標識・安全施設	○			○		○
記念碑等	○			○		○
住宅等	○			○		○
出入口	○			○		○

<変更申請の場合>

○変更前後の書類を添付し、変更箇所が明確にわかるようにしてください。変更前後の重ね図も作成してください。

(その他注意事項)

○申請書類の審査に時間がかかりますので、余裕を持って申請をしてください。申請後、書類の不備等がある場合は、修正をお願いすることがあります。